（共済提出用）

麦共済　自動継続特約申込書

福井県農業共済組合

組合長理事　千田　千代和 殿

福井県農業共済組合事業規程第３７条（自動継続特約の締結）の規定に基づき、

平成３１年産の麦共済の共済関係から自動継続特約を付すことを申し込みます。

平成　　年　　月　　日

（住所）

（氏名）　　 　　　　　　　　　　　印

（お願い）自動継続特約の締結後は、毎年加入申込期間前に、前年産の共済関係の内容を印字した「変更届出書」を提示しますので、内容を御確認の上、加入申込期間が終了するまでに福井県農業共済組合に提出願います。

（注１）本申込みにより、翌年以降の年産の麦共済について、福井県農業共済組合事業規程第２７条第２項の加入申込期間が終了するまでに「麦共済の加入申込みをしない」旨の意思表示がないときは、麦共済の加入申込みがあったものとして取り扱うこととなります。

（注２）共済掛金が払い込まれないこと等により共済関係が解除された場合は、自動継続特約も解除されます。

　※本申込書については、正副2部作成し1部を組合で保管し、1部を組合員等が保管する。

（加入者用）

麦共済　自動継続特約申込書

福井県農業共済組合

組合長理事　千田　千代和 殿

福井県農業共済組合事業規程第３７条（自動継続特約の締結）の規定に基づき、

平成３１年産の麦共済の共済関係から自動継続特約を付すことを申し込みます。

平成　　年　　月　　日

（住所）

（氏名）　　 　　　　　　　　　　　印

（お願い）自動継続特約の締結後は、毎年加入申込期間前に、前年産の共済関係の内容を印字した「変更届出書」を提示しますので、内容を御確認の上、加入申込期間が終了するまでに福井県農業共済組合に提出願います。

（注１）本申込みにより、翌年以降の年産の麦共済について、福井県農業共済組合事業規程第２７条第２項の加入申込期間が終了するまでに「麦共済の加入申込みをしない」旨の意思表示がないときは、麦共済の加入申込みがあったものとして取り扱うこととなります。

（注２）共済掛金が払い込まれないこと等により共済関係が解除された場合は、自動継続特約も解除されます。

　※本申込書については、正副2部作成し1部を組合で保管し、1部を組合員等が保管する。